

◎ 裁判所敷地内における禁止事項の遵守について

裁判所構内では、以下の行為が禁じられています。

- ・ 銃器、凶器、爆発物その他の危険物の持込み
- ・ 職員への面会の強要
- ・ 示威行動、集会、座込み
- ・ 放歌、高唱などの騒がしい言動
- ・ 旗、のぼり、プラカード、拡声器、宣伝カー、ヘルメットなどの持ち込み
- ・ はちまき、ゼッケン、腕章その他これに類する物の着用
- ・ 庁舎内への写真機、これに類する物の持込み